

平成30年度 第2回 岸和田市障害者施策推進協議会 会議録

会議名	第2回岸和田市障害者施策推進協議会
日 時	平成31年2月6日（水）午前10時～12時
場 所	市立福祉総合センター3階 大会議室
出席委員	大谷委員、根来委員、上野委員、寺田委員、叶原委員、竹原委員、福井委員、松崎委員、吉川委員、今口委員、高田委員、網代委員、松谷委員、皆田委員、岸上委員、以上15名
欠席委員	5人
事務局	西河障害者支援課長、庄司障害者支援課参事、野村障害福祉担当主幹、鹿谷相談担当主幹、井原サービス担当長、田中障害福祉担当長、石飛福祉医療担当長
傍聴人数	2人
次第	1 あいさつ 2 議事 (1) 障害福祉計画・障害児福祉計画の状況について (2) 手話言語条例、障害者歯科等について (3) その他 3 閉会
配布資料	・障害福祉計画・障害児福祉計画等の進捗 資料1

【議事内容】

事務局： 定刻になりましたので、ただいまより、平成30年度第2回岸和田市障害者施策推進協議会を開催いたします。本日はお忙しいなか、ご出席いただきましてありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。会議に先立ちまして、本日の協議会は公開となっております。傍聴ご希望の方が2名おられますことをご報告いたします。

本日は松端会長が欠席となっておりますので、会長代理の大谷委員に司会進行お願ひします。ではよろしくお願ひいたします。

会長代理： おはようございます。先日の報道でご存知の方も多いと思いますが、大阪府教育委員会は、たんの吸引など医療的ケアが必要な子どもの通学支援で、平成31年度から、介護タクシーに看護師を乗車させて通学できるようにすると

いう事業をモデル的に実施していくようです。まだモデルですが広がっていくことを期待しています。

本日、松端会長が欠席ということで代役を務めます。せっかくの機会ですので、できるだけたくさんのご意見をいただければと思います。議事録の署名人ですが、吉川委員と松谷委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。では次第に沿って進めていきたいと思います。1つ目ですが、事務局より説明をお願いします。

事務局：議事(1) 障害福祉計画・障害児福祉計画の状況について、前回の協議会では障害者計画の平成29年度について状況報告しましたが、今回は障害福祉計画・障害児福祉計画ですので、サービス提供の実績とか利用状況の報告を、平成29年度実績を中心に報告します。（資料1に基づき説明）

会長代理：今の説明について、もう少しここが聞きたいとか、説明してほしいなどありましたらお願いします。

委員：相談支援事業についてですが、具体的な内容について教えてください。

事務局：相談支援事業については、その中に5つの事業があります。1つ目は、障害者相談支援事業で、地域の相談支援の窓口として、市内3カ所に社会福祉法人に委託して設置しています。社会福祉協議会、いづみ野福祉会、社会福祉法人かけはしです。2つ目は、様々な機関が入って協議を行う自立支援協議会を設置しており、各部会、相談支援部会、権利擁護部会、地域移行部会などがあり、それをまとめた全体会があります。3つ目の基幹相談支援センターの設置については、障害者支援課内に設置しており、様々な相談業務や虐待対応など行っています。4つ目は理解促進研修・啓発事業で、障害理解などの啓発セミナーを実施しています。5つ目の成年後見制度は、判断能力が不十分で成年後見人が必要でありながら申し立てを行う人がいない場合など、市が申し立てを行います。

会長代理：今の説明でよろしいでしょうか。

委員：わかりました。

委員：重度障害者等包括支援ですが、見込み量、29年度実績ともになし、と書いてあります、これはどのように解釈すればよろしいでしょうか？

事務局：重度障害者等包括支援というサービスですが、ヘルパーによる居宅介護とか、生活介護、短期入所、就労継続などを全部包括的に行うところですが、今はそれを行う事業所や相談がないということで、あくまで計画上では、このような書き方になっています。

委員：教育委員会が支援学校の支援を行うなどは、これとは関係ないのですか

会長代理：どこが責任を負うか。いろいろなサービスで対応するというのもあると思いますが、原則として、通学保障は教育委員会が担うのではないかと思います。

委員：包括支援をする事業所というのがないということですが、それで十分なのでしょうか。

事務局：今はそれぞれの事業所が居宅介護や通所、短期入所など行っていますので、1カ所の事業所が包括的に実施していなくても、それぞれの事業所が行っている

ということです。決して消極的といったことではないです。

委 員：医療的ケアの子どももいるなかで、事業所が分かれると様々な手続きなど親はとても大変です。28年度、29年度は利用があがっているにも関わらず、30年度の計画値が下がっているところもあります。予算も考えての計画だと思いますが、28年度、29年度の利用者が増えているにもかかわらず、30年度の計画値が下がっているのはどのように解釈すればいいでしょうか？

事 務 局：平成29年度が終了してから、30年度、31年度の見込みを出せればもう少し正確なものが出来たのですが、実際は、平成29年度の前半の実績までで30年度からを見込んでいきます。見込みが少し甘かったというところも中にはあります。ただ、この計画値で予算が決まるといったわけではないので、計画値が少ないから、サービスも制限されるとか、そういうことは全くありません。

委 員：施設については、ずっと横ばいですが、親の立場からすれば施設の建設がないから増えないというのではなくあります。難しいかもしれません、このところも考えていただきたいです。

会長代理：ありがとうございます。包括的支援ということで、サービスの質といったところも重要になってくるかと思います。次の方お願いします。

委 員：福祉と医療の関係ですが、例えば精神科病院でもデイサービスをやっていますが、この資料に数は反映しているのか、病院でも相談電話がかかってきたりしていると思いますが、病院で行っているのは、医療なのか、福祉なのか教えてほしいと思います。また貝塚ですが、短期入所希望したら病院を進められた。短期入所と病院の入院と、使い分けがなかなか分からないです。

事 務 局：まず、精神科病院のデイケアなどは医療なので、この資料は福祉サービスのデータですから、病院の数値は反映されてないです。ショートステイについてですが、少ないということですが、実際、精神障害ある方だけのショートステイは少ないですが、実際は知的障害、精神障害、両方受け入れているところが多いので、精神障害者のショートステイがとても少ないということではないです。グループホームについては、精神科のグループホームは久米田病院などありますが、岸和田の27人というのは岸和田市外のグループホームを利用している人もいます。訪問系についても、医療と福祉では違っていて、ここに掲載しているのは福祉のほうになります。

委 員：先ほどの意見と一緒に、住宅介護ですが、30年度の計画の見込みは少ないのですが、30年度の進捗状況については現状どうでしょうか？

事 務 局：住宅介護についてですが、25年度、26年度、27年度を見ていただくと、30年度の見込みも妥当な感じですが、29年度はまだ終了していない段階ですので、29年度が予想以上に増えた、それで30年度も増加した。結果的に見込みが甘いといわれればそのとおりです。ただし先ほども申しましたように、それで予算が減るとかサービスが制限されるとかいうことは全くございません。それと30年度の途中の状況ですが、数字は明確には出していませんが、やはり増加している感じです。

会長代理：サービス量が増えていっている背景としては、高齢化が進んでいるといったこ

ともあります。認知症で精神疾患があつたり、難病など様々です。サービス利用の数値なので、利用が増えたからといって、利用が制限されるといったことではないということです。他はいかかですか。

委 員： 2点あります。まず1点目は重複障害の場合はどのようにカウントしていますか。それと2点目は身体障害と言っても、下肢や上肢など様々あります、それらは把握しているのかどうでしょうか。

事 務 局： 重複障害の場合ですが、例えば身体と知的であれば、いざれかでのカウントになります。支給決定する際にどちらの障害で支援するほうが多いかによって決めています。障害種別ごとについては、種別ごとには把握していません

委 員： それに関してですが、以前、計画をつくったときに質問、お願ひしたのですが、今後は重度重複の方、医療的ケアの方の欄をつくっていただきたい。知的障害の場合では軽い障害の方が多くて、いろんな要望だすときも、軽度の場合だと困っていないといった声もありますが、重度の場合、医療的ケアが必要な方の場合、困っていることはたくさんあります。ぜひ欄をつくってください。

会長代理：今は、国や府に報告する際は、そういったところまでになつてないということだと思いますが、ご意見としてもごもっともだと思います。可能であればお願ひします。

事 務 局： 小さい頃、重度の身体障害があつて、成長につれて知的障害のほうが支援度が大きくなってきた場合などは、知的障害のほうで決めていっているのですが、これからは、今言わされたことも意識しながらやつていければと思います。

会長代理：まだまだあいまいなところですが、大阪府の規定では、身体1級か2級と、療育手帳がAの場合、重症心身障害児としているので、そこの統計はいけると思いますが、どうでしょう、実態把握はしていますか。

事 務 局：重症心身障害児・者の数ということであれば可能だと思います。

会長代理：実態把握ができないと、サービスの利用につなげていけないので、そういうところは必要だと思います。他の委員の方いかがでしょうか。

委 員： 私は、もうみなさんがいろいろとおっしゃっていただいたので結構です。

委 員：いろいろと基準があるのでは分かります。今、法改正されて、事業所としては、3障害関係なく受け入れ可能です。山直ホームでは、身体、知的、精神の受け入れが可能です。重複の方も可能です。実態としては、重複の方の利用も多いのでそのあたりの実態ともう少し分かるようにしていただきたいと思います。

委 員：市民としての声ですが、移動支援の使い方がよく分からぬのですが、一つは、移動支援で車を使うことが多いのですが、ヘルパーが車の運転している間はカウントされないようです。そうなると採算合わない。簡単に移動支援を利用するといったことができないと思いますが、そのことについて教えてください。

事 務 局：移動支援について、移動中、外出中、本人への支援ということが移動支援なので、車の運転中であれば、運転中は本人の支援ができないので、算定外と

なります。中には、有償運送を使って、ヘルパーは隣に座って支援している場合もあります。そういう場合は算定可能です。

委 員：希望としては、例えば重度の障害者、認知症の場合など、車のロックを外したり、急にトイレに行きたくなったりと、ヘルパーもずっと気にかけなければならぬないです。タクシーを使うのも高いし、岸和田市は車での移動支援を認めてもらってるということでは進んでいます。よかったです。特に重度の方に関しては、認めてもらったらもっと外出もできると思います。

会長代理：国の制度などいろいろある中で、こういったことをどう考えていくか。また福祉有償運送についても、もっと充実させていく必要がありますが、いろいろと危険性があるなかでどうやって充実させていくかを合わせて考えていかなくてはならないと思います。

委 員：点訳奉仕員養成講座ですが、今、福祉センターで講座を実施していて、それを受けた人が点訳の活動をしています。ただし現状として、視覚障害の重度の方の人数は300人弱です。そのうち、点字を読める方が何%あるか、全体の20パーセントないです。点字の広報を読める方は、20パーセントないです。昔の盲学校や、今の支援学校を出た方は点字を勉強しますので、点字を読みます。ですが視覚障害のなかでも中途障害の方が圧倒的に多いです。そういう方はなかなか点字が読めません。ですから、点訳してくれるメンバーはいますが、点字を教えてくれるメンバーはいない。それが困ります。この点訳奉仕員養成講座に点字を教える部門、講師を養成することも含めてもらえたらいいです。障害者支援課だけでは難しいと思いますが、そういうことも考えてもらえたたらと思います。

会長代理：要望ということでいいですか。点字を教えてくれる人の養成、そういう仕組みも考えていただけたらと思います。今、パソコンが点字を読み込んで読み上げたりとか、パソコンに文字を打ち込めば点字になって出てくるとかできます。うちの大学でも視覚障害の人がいましたが、パソコンで全部やり取りします。ＩＴがどんどん進んでいますが、点字のほうも必要で、やっていただけたらと思います。次の方はどうでしょうか。

委 員：8,300人の身体障害ある方のうち、サービスを利用する方の人数がまだまだ少ない感じました。

会長代理：岸和田の人口が19万7600人くらい。そのうち手帳所持者が8,300人くらいで、サービスを利用しているのが、2,800人で約3,000人とする約30%の人しかサービスを利用していない、少ないのではないかといった意見でした。その辺を改善できないかといった要望でした。

委 員：意思疎通支援事業ですが、カウントの仕方が、平成29年度までは利用者の数だったのが、平成30年度から利用件数になるということで、今までのほうがわかりやすかったのですが、変更するのは何か理由があるのでしょうか

事務局：この計画は国、大阪府からの指示に基づいて、全国同じように、また大阪府内統一して策定しますので、それに従って次の計画からこのように変更するこ

となりました。

会長代理：要望としては、人数も把握したいということなので、可能であれば検討お願ひします。

委 員：身体障害、知的障害、精神障害ある人となっていますが、障害のある児童に関しては一括りになってますが、それは仕方がないのでしょうか。もう少し詳しくなればと思います。

会長代理：児童のほうも障害種別で分けてもらえばという要望です。できるできないとあると思いますが。

委 員：精神障害のことですが、今、うちでは市民講座に行っていて、行きは私が送って行って、帰りは支援の人が迎えにいってくれるのですが、この前、私が忙しくて、支援の人に送ってもらおうと来てもらったのですが、結局布団から出ずに、行かないのです。なかなか難しいです。ですので、短期入所もありますよと言われるだけでは難しくて、あるだけでは家族の負担は減らないです。どれだけ利用できるかが問題です。いろんな人がかかわってくれたらと思いますが、短期入所もつくるだけではだめだと思います。

会長代理：地域で孤立する人、支援につながらずうもれている人、そういった人がサービスを利用できるような相談支援体制づくりが必要です。地域で3障害を受け入れるような支援体制づくりです。それは行政だけでは難しく、市民ひとりひとりの問題でもあります。福祉サービスにも限界があります。それはスウェーデンでも実証されています。例えば、汽車が好きな知的障害のある人がいて、汽車に関しては好きで、得意なこと、そこに地域で汽車が好きな人が集まるクラブのようなものがあって、そういった仲間と一緒に楽しく過ごすことができる。それは福祉サービスではなく地域です。災害のことなどもあります。地域づくりが必要かと思います。

委 員：これらの統計見ていて、就労継続支援B型の利用者さんで、就職しても離職して戻って来られる方も多いです。中には5年くらい続いて就労している方もあります。辞めてから相談に来る方が多いです。契約が終了しているので、受給者証もないなかで、時間をとって、時には訪問して支援することもあります。サービスがないです。そういう方の支援体制が必要です。考えて頂ければと思います。

事務局：一般就労した後の継続は課題だと思います。就労さんで相談したりしますが、就労継続支援サービスというのもありますが、今のところ事業所もない状況です。就労継続支援については、平成30年4月から始まりました。就労してから定着するにあたり、事業所が一定期間を決めて支援していくサービスですが、今のところ実績はなく、1件だけ支給決定しています。相談についてはたまにあります。

会長代理：ありがとうございます。就労継続の課題があります。実績としてはまだないということですが、制度ができても利用がなければ、制度も見直しの対象となります。制度を育てるということも我々の役割にあって、大事だと思います。では時間もなくなってきたので、事務局より次の説明お願ひします。

事務局： 第4期岸和田市障害福祉計画成果目標シートについて、施設入所者の地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行、地域生活支援拠点等の整備について説明（資料2に基づいて、1ページから3ページ説明）。

それと、先ほど委員からご意見ありました、障害者手帳を持っている方のサービス利用が少ないのではということですが、高齢化が進む中で、障害者手帳を持っている方で高齢者の割合が増えています。多くは介護保険のサービスを利用されていますので、全体的にサービスを利用している方は多いと思います。

会長代理： 他になにかご意見ありますか。

委員： 地域生活移行者が2名とのことです、自宅とグループホームですが、自宅に帰ったのは、ひとり暮らしをしているか、また家族が介護しているのかどちらでしょうか。

事務局： 家族と一緒にいました。

委員： となると気持ちが暗くなります。地域でのサポートがあればいいのですが、自宅に帰ってきて、年老いた親がみるわけですが、そのなかで、計画では施設の入所者の減少をめざすと、書かれていますが、暗澹たる気持ちでみています。

委員： 国の設定だと思いますが、実態としてですが、親の高齢化に伴って、2名がショートステイといいながら半年以上施設で生活しています。グループホームとか、支えるヘルパーがたくさんいれば、地域にどんどん戻っていけばいいと思いますが、なかなか地域生活を送れるようにならないと思います。地域生活支援拠点の面的整備ですが、場をどうするか論議が必要。国が10カ所施設整備の内示をだしていて、うち4カ所が埼玉県。これは埼玉のお母さんたちが、入所施設が足りないという声を出していて、知事が動いて厚労省を説得して入所施設を作る許認可をとった。国の様子も変わってきているので、そういう情報も取り入れながら、前向きに検討できればと思います。

会長代理： 他はいかかでしようか。なければ、次の案件にいきます。では手話言語条例、そして障害者歯科について、事務局よりお願ひします。

事務局： 手話言語条例についてですが、昨年11月6日から12月6日までパブリックコメントを実施しまして、計11件のご意見をいただきました。主な内容としては、障害者支援課だけでなく、他の部署もまきこんだ実効性のあるものにしてほしい。手話言語条例が制定されることで、いつでもどこでもだれとでも手話で話せる岸和田市になってほしい。条例制定されてから具体的に何を実施していくのか。子どもたちがいつでもどこでも手話があたりまえにある社会の実現。情報障害と言われており、ろうあ者にも、聞こえる人と同じように情報が享受される社会になることを期待しています。全体的に条例案への意見というより、条例制定されてから、今後の施策に期待するといった意見がほとんどでした。これは、市のホームページにも掲載しています。3月議

会で議決されれば、4月1日施行となります。啓発なども進めていきます。

会長代理：他になにかご意見ありますか。手話言語条例についてどうでしょうか。

委 員：毎月、相談を積み重ねて、一緒につくってきた条例なので大丈夫です。

会長代理：では、障害者歯科についてお願ひします。

事 務 局：障害者歯科について、まだ予算が確定していませんが、来年度から実施する予定で進めています。予定では、社会福祉法人光生会の光生療護園内に歯科診療所があるので、委託してそこで実施します。4月から5月にかけて必要な医療機器や備品を購入して、6月から診療開始予定です。一般の歯科診療所では十分な治療ができない障害児者を対象に、毎週木曜日の午後を診療予定で進めています。

会長代理：ありがとうございます。報告としては、以上ですが、いかがでしょうか。なにか質問などありますか。では次にいきます。

事 務 局：相談支援あり方検討会について、お願ひします

会長代理：相談支援体制のあり方について、2月8日の自立支援協議会で報告の予定をしてますが、少し説明させていただきます。資料はありません。相談支援体制のあり方を充実させていくということで、1つ目は8050問題。地域でサービスにつながっていない、またはサービスを拒否する、そういう方々がより身近なところで相談を受けることができる。障害別ではなく、一時的にうける、こういった第1層の考え方方がミクロレベル。2つ目はメゾレベル、地域を中学校区くらいか、または6つに分けて相談をまとめる、サービスの可視化、地域にはこういうサービスや資源があるなど。そして3つ目が、岸和田全体レベルで考えるマクロレベルです。相談支援を行う仕組み3層。相談支援体制の充実を目指したものです。これを8日の自立支援協議会で行う予定です。学識経験者4名で検討してまとめたので、報告します。現場では障害別ではなく、地域ですべてを受ける相談支援体制です。以上です。あらかじめ口頭ですが、ご理解いただければと思います。では、その他なにかありますか。

委 員：先日、視察に行ってきました。日本について、良いところ、悪いところもあると思いますが、一つ聞きたいのは、ソーシャルワーカーが何名いるのですか。市役所では異動もあると思いますが、障害福祉に特化したソーシャルワーカーはいるのですか。

会長代理：ありがとうございます。日本でのソーシャルワーカーの定義がちょっと分かりにくいところもありますがどうでしょうか。

事 務 局：障害者支援課には、基幹相談支援センターがあり、社会福祉士や精神保健福祉士がいるのですが、基本的に相談担当がソーシャルワーク業務を行います。給料は一般職員と同じです。異動はありますが、同じ福祉部門に異動になる可能性は高いです。

委 員：できれば障害福祉を専門とするソーシャルワーカーが複数いれば、他の職員

の負担も減るし、我々も相談しやすいかと思います。

会長代理： 安心して相談できる体制が大事です。専門職としての在り方になるかと思います。視察はどこに行かれたのですか

委 員： ロンドンです。

会長代理： イギリスでは、コミュニティソーシャルワーカーというのがあります、民間の組織です。寄り添いサービスをするのが日本とちょっと違うところかと思います。日本も以前は措置制度の時代で、なかなか専門職を配置するということがない時代からやっと専門職を配置するようになってきました。資格要件として必要とされています。しかし、職員もそれしかできない職員が専門職でいるのがいいのか、全体的になんでもできるような職員がいいのか、課題かと思います。

会長代理： 他はどうですか。

委 員： 前回、皆様にお願いしました在宅勤務、テレワークですが、平成30年度は10名雇用したいと言っておりましたが、実際に10名雇用できました。来年度また10名雇用して20名体制にして、将来的には特例子会社にしたいと思っています。弊社では精神障害者の方もたくさん雇用していますが、はつきりいって、障害者雇用は奥が深いです。勉強することがたくさんあります。わからないことだらけです。特に精神障害者の雇用についていろいろ教えてほしいです。またみなさんにお聞きすることもあるかと思いますが、よろしくお願ひします。テレワークですが、電話という意味ではなく遠隔地での仕事という意味です。今後、在宅勤務テレワークというのは増えていきます。こういった分野も岸和田市でも取り組んでくれたらと思います。私でよければお力になれればと思います。以上です。

会長代理： 国のほうも、内閣府で、障害者主体で就労を考えるといったモデル地区、全国10ヵ所ですがやっているようです。在宅ワークというところで、障害のある方が司会者になりながら、何が必要かということをモデル事業としてやっています。在宅ワークといった一つの新しい職種として広がっていかなければと思います。またご報告いただければありがたいです。ではそろそろ時間となりましたので、事務局お願ひします。

事務局： 本日は、お忙しいところありがとうございました。